

資料・研究ノート

タマン・シスワの研究

——「民主主義と指導性」理念について——

土屋 健治\*

A Study of the Taman Siswa Movement

—Focusing on the Idea of “Democracy and Leadership”—

by

Kenji TSUCHIYA

はじめに

筆者は先にジャワ島に発生したタマン・シスワ教育運動についてその成立過程と初期の8年間（1922年から1930年まで）の活動を概観し、この運動の特質として次の二点を指摘した。<sup>1)</sup> 第一点はタマン・シスワの設立を準備しその成立以降も中心的な役割を果たしていたのは、設立者のキ・ハジャル・デワントロを含めていずれもパク・アラム王家の一統であったということである。そこには、パク・アラム王家→ブディ・ウトモ→スラサ・クリオン→タマン・シスワとつながる人的な系譜が認められるのであり、ジャワの初期の民族運動に家系原理とも呼びうるもののが作用していたことを示唆している。パク・アラム王家はかつて隆盛を誇ったマタラム王国の一分家であるが、同じマタラム王国の末裔である他の三つの王家一ことにジョクジャカルタ王家とスラカルタ王国一に比してその規模と系譜の点でより劣っており、しかもこのようなパク・アラム王家のマタラム王国に対する「周辺性」は、19世紀後半以降のオランダ植民地体制内においてこの王国が占めていた位置と役割の「周辺性」と重なりあっていて、そのことがこの王家をして新しい民族運動の勃興に敏感に反応せしめたと考えることができる。それゆえに、家系によって結合されているこの「タテの原理」と下層プリヤイ層の結合という「ヨコの原理」とは別の原理として抽出できるのであり、この二つの原理の相互連関性を明らかにすることは、今世紀初頭の民族運動の研究に一つのテーマを与えることになるはずで

\*京都大学東南アジア研究センター

1) 拙稿「タマン・シスワの研究——初期の活動に関する一考察——」『東洋文化研究所紀要』第六十二冊、1974年3月。

ある。

タマン・シスワの特質として指摘しうる第二点は、この教育運動が表面的には西欧の最先端をゆく教育思想を取り入れながら、その基底にあるのはポンドック、プサントレン等をモデルとするすぐれてジャワ的な人間形成の思想であったということである。このジャワ的思想は次の二つの点にことに顕著に認められる。第1はポンドック、プサントレンが保持していた権力批判者としての機能をタマン・シスワが継承しようとしたこと、第2はジャワ人に觀念されている「王国の理想郷」<sup>2)</sup>をタマン・シスワ内で実現することを目指し、これとあいまってデワントロ自身とジョクジャカルタのタマン・シスワ本部に強い集中性が賦与されていたことである。タマン・シスワを主導していくのがパク・アラム王家の一統でありそこで唱道されるのが、植民地政府に対する「自立性の獲得」と「王国の理想郷」の実現であるというタマン・シスワの特質は、パク・アラム王家自身がマタラム王国はもはや名実ともに「失われた王国」であるという認識にいち早く到達していたことを示しているであろう。

ところでタマン・シスワのこのような特質はタマン・シスワがジャワ社会の中で持続性をもち広く深く根づいていく理由となった。植民地政府からの「自立性の獲得」と「ジャワの再興」ないし「失われた王国の回復」というテーマは、ジャワに発生した民族運動のうち、イスラム国家の樹立を掲げる部分を別とすれば、すべての民族主義者の共通の目標であったし、ジャワ社会の近代化というテーマは、近代西欧思想をジャワの地に定着させることを使命とするインテリゲンツィアにとって格好の活動の場を与えるものであった。ことに政治運動が退潮していく1930年代後半以降、タマン・シスワは政治運動に代行する機関として種々の民族主義者が「ひとたびは集まる所」<sup>3)</sup>となっていた。

民族独立運動の思想と「自立性の獲得」が重なり合い独立国家の構成と「王国」の回復が重なり合うという、民族運動とタマン・シスワの関係に注目すると、タマン・シスワという民族的教育運動はたんに民族的な教育のあり方ないし民族的な人間類型の形成という局面についての考察をうながすのみならず、タマン・シスワそのものが自ら「自己完結性」を有することによっておよそ民族運動の目標概念をその内部において集約的に表現しようとしたものであるという局面が興味ある考察の対象として浮かび上がってくる。とくにインドネシアが共和国として独立を達成した以降は、この共和国を成立させている理念とタマン・シスワの理念との相互連関性はさらに強化されたと考えられる。

しかし本稿で筆者が展開しようとするのは、共和国の理念を明らかにし、また両者の相互連関性の構造を提示することではない。本稿の意図はそのような全体的な作業のためのひとつの

2) 後述するように、この「王国」は現実に王制を意味していたのではない。

3) M. Tauchid, "Renungan Taman-Siswa," *Buku Taman-Siswa 30 Tahun, 1922-1952*, Yogyakarta, 1952, pp. 306-309.

基礎作業としてタマン・シスワに見られる「指導性の原理」について、その理念的構造を明らかにすることであり、それが共和国の構成原理を解明する上でいかなる鍵を与えていたのかという点を示唆することにある。

タマン・シスワの設立者でありその後生涯を通じてタマン・シスワの“指導者”(dictatuur, Pemimpin Umum)の地位にあったデワントロは、1959年4月26日に70歳で逝去したが、彼はその死の直前に『民主主義と指導性』(*Demokrasi dan Leiderschap*)という論文を記した。<sup>4)</sup>時あたかもスカルノ大統領による1950年暫定憲法の廃止と1945年憲法への復帰宣言がその約2カ月後には行なわれており、57年当時から唱えられていた「指導された民主主義」(*Demokrasi Terpimpin*)が、公認イデオロギーとして朝野を問わず唱道されていたのはこの時期であった。それ以降タマン・シスワがこの「指導された民主主義」の「先覚者」としてその唱道にこれ努めたのは当然のなりゆきであった。タマン・シスワにおいてはその設立時の1922年にすでに指導性の原理が謳われておりその原理はデワントロ自身と一体化してその後もタマン・シスワの要の理念として貫かれてきたからである。タマン・シスワにおける指導性の理念は先のデワントロの「遺言」<sup>5)</sup>である小著の中ではほとんど完成された形で定式化されている。しかしタマン・シスワの長い歴史の中でみると、その理念は当初から不変のものとして指定されていたわけではなくそれをめぐる議論が激しく闘わされた時期もあった。ことに1930年代の半ばにはタマン・シスワそのものが内部的な危機にさらされており、こうした危機的状況の中で指導性の理念はそれだけ強化され現実的な保証を与えられたのである。タマン・シスワにおける指導性の理念の骨格は、デワントロ自身が「時代の祝福」を受けつつ記した小著と、それが厳しく問われた際の議論の内容の双方を考察することによって、はじめて明らかにしうるであろう。以下第Ⅰ節と第Ⅱ節においてその各々の点を検討することにする。

## I キ・ハジャル・デワントロにおける「民主主義と指導性」の理念

デワントロはこの20ページ足らずの論文の中で、タマン・シスワにおける「民主主義と指導性」の理念について、次の三つの点を明らかにしている。第一はこの理念の起源であり第二はこの理念から導き出される教育理念であり第三はこの理念から導き出される組織原理である。それらは次のように要約することができる。

(1) タマン・シスワにおいて「民主主義と指導性」の理念が樹立されたのは二つの時代的要

4) この論文は当初タマン・シスワの機関誌『プサラ』に掲載されのち出版された。

Ki Hadjar Dewantara, "Demokrasi dan Leiderschap," *Pusara*, 1959, April, (pp. 31-33) May (pp. 44-52, 55); K. H. Dewantara, *Demokrasi dan Leiderschap*, Yogyakarta, 1959. なお本書は1964年に第三版が出版されている。本稿で用いたのはこの第三版である。

5) 『プサラ』1959年4月号はデワントロの死を悼む巻頭言の中でこの論文がたんにタマン・シスワにとってのみならずインドネシア人民にとって価値ある「遺産」であると述べている。(Pusara, April, 1959, p. 1)

請に応えるためであった。一つは多数決原理を前提としている西欧的民主主義 (*Demokrasi Secara Barat*) が、多数者の獲得をめざす運動の過程で絶えず全体の“秩序と安寧” (*tertib dan damai*) を乱し、分裂と混乱をもたらすのみならず、結局強者の支配を招くことになるのに対し、これとは別の民主主義を樹立する必要に迫られていたということである。もう一つは「等しく分かちともに感應し合う」すなわち「平等連帶」 (“*sama rata sama rasa*”) という理念を実現することである。西欧的民主主義の原理からは「等しく分かつ」 (*sama rata*) という理念を導き出せても「ともに幸福である」 (“*bahagiaan yang sama*”) という理想は実現されえない。この二つの要請<sup>6)</sup> に応えるためにタマン・シスワは「民主主義と指導性」という理念を掲げたのである。

(2) この二つの理想を教育理念および組織原理に結合させることができたのがデワントロ自身の任務であった。それは教育理念に関しては “*tut wuri andayani*” という ジャワ語のスローガンとして結実した。“トゥツ・ウリ・アンダヤニ”とは、教え子の後からつき従っていくが子供から注意をそらさないという意味である。後からついて行くことは子供に自由な道を選択させるという点において民主主義であるが、必要に応じてこれを指導するのは、教師の“明察性” (*kebijaksanaan*)<sup>7)</sup> にほかならない。師と弟子とのこのような関係の仕方において「民主主義と指導性」の理念は定式化しうるのである。

(3) 次にタマン・シスワを先の二つの要請に応えるような組織として機能させるために、そこでは“家族的組織” (*organisasi keluarga*) という理念が樹立された。ここに家族 (*keluarga*) とは、その語源から明らかなように *kawulo* と *warga* の合体として構成されているものである。*kawulo* とは “*Kawulo-Gusti*” (臣民と王) という観念における民 (*kawulo*)、すなわち僕 (*abdi*) を意味し、自ら主 (*tuan*) と認めた者に対して一身を献げる義務を負うている者を指す。一方 *warga* とは、構成員 (*anggota*) を指し、それはある事柄を決定しそれを遂行したまたは指導する責任を負うている者を意味している。このような献身と責任分担という二つの機能が分かちがたく結合されることによって家族の成員は同時に *abdi* でありまた *tuan* でありうる。

6) この二つの問題提起のうち第一のものは、キ・stattom・スルヨクスモによってなされ、第二のものはマス・マルコによってなされたと言う (K. H. Dewantara, *Demokrasi dan Leiderschap*, pp. 5-8)。前者はスラサ・クリオン以来のデワントロの盟友であり1924年に死ぬまでタマン・シスワの最高会議議長であった。またマス・マルコは当初イスラム同盟に加入し後には共産党員となった新聞記者で西イリアンの政治犯収容所で死んだという。 (K. H. Dewantara, *Demokrasi dan Leiderschap*, p. 8)

7) *Kebijaksanaan* は『インドネシア語辞典』(プルワダルミンタ編)によれば「知恵（経験や知識）をたえず用いること」「思考の鋭いこと」「賢明で思慮深いこと」の他に「指導者の指導性と行動」「第三者（困難な事態その他）に際会した時に發揮する賢明さ」等微妙なニュアンスを伝える意味がいくつか載せられている。また、*Kebijaksanaan* という言葉が用いられる局面も日常的な対人関係の巧妙な処理に際して用いられることから政府の施策に際して用いられることまで多様である。本稿ではこれを指導者の行動や資質に関わる意味を重視した上で“明察性”と訳することにする。

それではこの奉仕ないし献身は何を目指して行なわれるのかといえば、それは先の“*Kawulo-Gusti*”の一体性、すなわち家族全体の平和と幸福（keselamatan dan kebahagiaan）を達成するためである。そのことによってこの“家族的組織”中においては先の“*sama rata sama rasa*”が実現されうるのである。

ところでこの組織内で“*sama rata sama rasa*”という“社会的正義”（keadilan sosial）を実現するためには、その“正義”的内容を把握しその実現の道を指し示すことができる者として構成員から“信頼”（kepercayaan）を託された指導者が存在しなければならない。そうでなければこの組織はたちまちアナーキーにおちいってしまう。“社会的正義”とは“等しく感應し合う”（*sama rasa*）ことにはかならないが、この“*sama rasa*”をもたらしうる能力こそ指導者の“明察性”なのである。

こうした組織理念こそタマン・シスワが掲げた「民主主義と指導性」の理念にほかならない。“明察性”を備えた指導者を“一般指導者”（Pemimpin Umum）としてタマン・シスワが定めたのは、まさにこうした理由からである。そのことによってタマン・シスワという組織は、たんに組織（organisatoris）としてでなく生きた器官（organis）として機能したのである。

以上にデワントロの「民主主義と指導性」の内容を要約したが、ここには次の三点をその特質として数え挙げることができる。

- (1) 民主主義（demokrasi）に対する両義性。アンビバレンス
- (2) 人格的従属関係の原理の組織原理への貫徹。
- (3) 指導者の資質と明察性の一体化。

第(1)の特質は民主主義が自主独立（merdeka）を達成するために欠かすことのできない要件として觀念され、それゆえに、民主主義と進歩のイメージが重なりあっていていることが認識されている一方で、それが西歐的民主主義として機能する限りにおいて全体の“秩序と安寧”（tertib dan damai）<sup>8)</sup>は絶えず危機にさらされるという危機の認識とが表裏一体をなしていることを示すものである。先にデワントロはタマン・シスワの教育理念として“*tut wuri andayani*”を提示しそれを説明するに際してこれは「子供に自由な道を選択させるという意味において民主主義である」と述べているが、タマン・シスワのそもそもその教育理念において子供の個性の自由な発露は民主主義として規定されていたのではなく万物自然の掟（kodrat alam）にかなった独立（kemerdekaan）として規定されていた。<sup>9)</sup> 晩年のデワントロがそれを民主主義と記

8) “秩序と安寧”がジャワの伝統的な觀念においてどのように位置づけられているのかについてはアンダーソンが見事な分析を行なっている。筆者は前稿においてこの分析を引照しつつタマン・シスワが唱える“秩序と安寧”を考察した。

B. R. Anderson, “The Idea of Power in Javanese Culture,” Claire Holt (ed.) *Culture and Politics in Indonesia*, Ithaca, 1972, pp. 1-69.

9) Sajoga, “Riwayat Perjuangan Taman-Siswa, 1922-1952,” *Buku Taman-Siswa 30 Tahun, 1922-1952*, pp. 206, 219-220.

したのは決して単なる誤記ないし訂正ではなく、民主主義が自由や独立の観念と重複していることを示すものにほかならない。しかしその一方でこの民主主義はそれが党派を形成し各党派が自己主張し、もって多数派の形成に向かうという本質的な点において西欧的民主主義として否定される。それは西欧的民主主義が全体の“秩序と安寧”に対する攪乱要素であるとみなされるからである。

第(2)の特質は第(1)の特質と次のように関わっている。すなわち民主主義そのものが進歩のシンボルであるという前提があってかつその民主主義が“秩序と安寧”を阻害しないことを条件にした場合にその条件をみたす組織原理は師と弟子という人格的な従属関係の原理が家族共同体という「場所」において貫徹されるという形態をとって定式化されているということである。デワントロの述べている組織理念がその教育理念の拡大したものであることは、教育における教師と生徒の関係と家族における Kawulo-Gusti の関係とが対比され重なり合っていることから明らかである。その重なり合いを成立させているのはいずれも精神的上位者（教師と主〈tuan〉）の従属者（生徒と僕〈kawulo〉）に対する“明察性”の行使ないし精神的に上位者に帰属している“明察性”の存在そのものである。

次に家族の内部においては“秩序と安寧”はそれを成立させる基本的要件であり逆にそれを自己目的とするものもあるから家族の内部ではつねに“秩序と安寧”に向けての本能的な平衡感覚が作用しており絶えざる平衡運動が機能している。理念型としての家族をこのように捉えた場合には家族の成員は家族内に“秩序と安寧”が維持されている限りは物心両面の共有感覚を享受することができる。それが“sama rata sama rasa”という状態にほかならない。

タマン・シスワという組織はこのような家族原理の拡大化として理念化されている。そして“sama rata sama rasa”的理想を達成するために“明察性”を所有する指導者を据えたのである。

デワントロの小冊子にみられる第(3)の特質はすでに第(2)の特質の中で述べた“明察性”という概念にかかわっている。この“明察性”という概念こそ「民主主義と指導性」の根本理念をなしている。デワントロ自身の概念に従えば、“明察性”とは社会が全体の“秩序と安寧”から逸脱した状況においてはその状況をいち早く察知しそして“秩序と安寧”を回復する道を提示する能力であり、“秩序と安寧”が現に実現している場合にはその状態を維持する能力である。タマン・シスワにおいてこのような“明察性”がとくに必要とされたのは、現存の「紙に記された」諸規定では対処できない緊急の事態が発生した場合であり、そういう場合にはある個人の“明察性”に事態の解決を委ねたのである<sup>10)</sup>とデワントロは述べている（彼はその例として1932年の私立学校条令への反対闘争をあげている）<sup>11)</sup>が、“明察性”はたんに緊急事態に対する臨機応変の処置という特例としてのみ規定されているのではない。

10) K. H. Dewantara, *Demokrasi dan Leiderschap*. p. 9.

11) *ibid.*, pp. 13-14.

重要なことは「紙に記された」諸規定によって機能する組織原理とは別の原理が現に機能することを認め、その原理が指導者の資質と一体視されているということであろう。デワントロ自身タマン・シスワは秩序正しい組織体でなければならないがそれは諸規則が機械的に運用されるような組織であってはならず生きた器官でなければならないと述べている<sup>12)</sup>のは、こうした理念の表現にほかならず、生きた器官に血液として流れ下っていくものこそ指導者の“明察性”なのである。つまり、デワントロ自身は明記していないが、指導者の“明察したところ”をその次位にある者が“明察し”さらにその次位にある者がそれを“明察する”という下方移行がそこには認められるのであり、それは「規則の体系」とは別の「明察性の体系」とも言うべきものを構成しているのである。

以上三つの点で「民主主義と指導性」の特質を抽出したがこれらの相互連関性をもう一度考慮してみると次のような問題が出てくる。それはデワントロの「民主主義と指導性」の理念の中には民主主義とは何かという民主主義そのものの問題が明らかにされていないという点である。民主主義そのものが少なくともプラスのイメージとして語られそれが進歩や独立と同義語とされていることは認められても、民主主義とはそもそも何であるのかという点についてはデワントロはこの著作のなかで遂に明らかにしていない。そこで民主主義がどのように認識されていたのかという点を仮説的に設定してみると、実はデワントロの「民主主義と指導性」という理念の全体的な構図はより明確になるであろうと考えられる。

それは、民主主義(demokrasi)とは「民の声は神の声なり」とする人民主義(kerakyatan)でありこのような意味においてそれは(インドネシアにおける)正統性原理である、という仮説である。

この仮説についてはさしあたり次のように言うことができる。たんにタマン・シスワにおいてのみならずおよそ20世紀以降のインドネシアに発生したさまざまの民族運動のうち、農村部で散発的・断続的に生起していた救世主運動を除けば、王制の復活というスローガンはまったく正統性をもちえなかった。例えば、具体的にマタラム王国そのものの再興をめざす運動は19世紀前半までに終わりを告げていた。従ってタマン・シスワが実現しようとしていた「王国の理想郷」において追究されるべき価値は「王国の理想郷」を成立させその「理想郷」で機能していたと想定されている社会的統合原理であって王制そのものでは決してありえなかった。それは今世紀初頭の「倫理政策」以降インドネシアに流入してきた西欧民主主義、共産主義、イスラム近代化主義などの諸思想が王制の復活を認めなかつばかりでなく、マタラム王国の主要な末流そのものが近代民族運動の渦中に身をおくというスタミナをもはや喪失していたからである。そして王ないし王制にかわってこの「理想郷」の主宰者の位置を占めるべきものとされたのは“人民”(rakyat)であった。こうして「民の声は神の声なり」とする“人民主義”

12) *ibid.*, p. 9.

(kerakyatan) は、民族運動のごく初期の段階で、少なくともイスラム同盟の運動が拡大していった1910年代には、インドネシア民族運動の正統性原理として確立していたのであろう。<sup>13)</sup>

そこでこの仮説を先の「民主主義と指導性」の理論に導入してみると、問題が「民の声」を明らかにする手段・方法にかかわっていることが明らかになる。ところで（デワントロが理解している）西欧的民主主義は「民の声」を顕現する一つの有力な方法であるけれども——事実、西欧的民主主義をもって唯一の正統性原理とすることを主張する流れは1920年代後半から強い流れとして出現していく<sup>14)</sup>——それは、かつて「王国の理想郷」で機能していたと想定されている価値原理とは根本的に背反するものである。まず何よりもそれは全体の“秩序と安寧”に対する攪乱要素である。しかもなお「民の声」が「神の声」である以上「民の声」は必ず顕現しなければならない。

以上の点を考慮するとデワントロの「民主主義と指導性」という理念の構造は次のように整理しうるであろう。

まず彼の言う時代の要請とは、「民の声は神の声なり」という理念における「民の声」を顕現すること、しかも、それを西欧的民主主義という手続きを経ないで顕現することである。この要請に応えたのが「指導性」という概念である。「指導性」とは指導者が「民の声」を“明察”しそのことによって全体の“秩序と安寧”を維持・拡大ないし回復することである。ここに「民の声」を“明察”することと全体の“秩序と安寧”を維持・拡大ないし回復することは同質の同内容のことである。

この構造においては、まず第一に「民主主義」と「指導性」とは密接不可分の概念として定立されている。第二に指導者の“明察性”によって「民の声」の顕現はつねに十全に保障される。第三に民主主義という（今や正統性原理として定着した）「時代精神」はこの“明察性”を媒介として伝統的価値原理と結合されている。

タマン・シスワが自らの指導者を“一般指導者”（Pemimpin Umum）と名付けたのは、いかにもそれが“一般意志”的体現者であることを明示していたのである。

デワントロの小冊子を手掛りに彼の指導性理念について考察してきたが、次節ではこのような理念の成立の過程に触れるために、タマン・シスワの歴史に即して具体的に見てみよう。

## Ⅰ 「指導性」原理の確立過程

### 1. 「指導性」原理の成立

タマン・シスワの組織的体裁が最初に整えられたのは設立後半年を経た1923年1月6日の会

13) インドネシアにおける“人民主義”的形成については筆者は別に論じている。拙稿「政治参加と正統性概念——<人民主義>についての考察——」（梅沢達雄編『インドネシアにおける政治危機の研究』アジア経済研究所、1975、刊行予定）

14) ハッタおよびシャフリルを盟主とするこの政治的潮流については前掲論文（注13）で詳論した。

議においてであったが、その会議すでに「指導性」についての規定が行なわれていた。すなわち会議ではタマン・シスワの運営のために最高会議 (Instituutraad, のち, Hoofdraad さらに Majelis Luhur と改名されて現在に至る) が設置されるとともにこの会議の書記長に任せられたデワントロに対し「タマン・シスワの目標に合致した道すじを追究し全体の秩序を維持するため」に広範な独立性を与えることを規定し、この独立性を“統轄権” (hak-leluasa ないし dictatuur) と命名した。<sup>15)</sup> 次いで同年の10月にジョクジャカルタ以外の場所に設立されたタマン・シスワ学校の支部を糾合して拡大会議が開かれた際、タマン・シスワの組織が生きた器官 (organis) として機能すべきものであることを明示するとともにその原則として「民主主義と指導性」(Demokrasi dan Leiderschap) という概念が打ち出された。それについては、タマン・シスワの民主主義は“ムシャワラ” (musyawarat, 全員の合意をめざす話し合い) であるが、必要に応じて一個人に個人的な権威 (gezag) を認めるものであると記されている。<sup>16)</sup> さらにタマン・シスワが初期の「沈黙の8年間」を経たのちに全国的な教育機関としての体裁を整えるに至った1930年8月の第1回全国大会 (Rapat Besan Umum) では、タマン・シスワの設立基礎条項と主要原則のそれぞれに「指導性」に関する条項を設け、タマン・シスワの組織原理は民主主義にもとづくものであること、この民主主義は最小部分の利益にも留意するものであるがそれは全体の“秩序の安寧”を阻害するものであってはならないこと、そしてそのためにもし必要ならば、最高会議は“統轄権”を行使する権利を有していることが規定されている。<sup>17)</sup>

1930年までのタマン・シスワはデワントロ自身とジョクジャカルタ本部（これはマタラム本部と呼ばれた）に強い集中性を示しその教育原則・組織原則ともに設立当時に規定された原則がその後一貫して継承されていたと要約できるのであるが、そこにおける「指導性」概念はすでに「民主主義と指導性」という二位一体概念として打ち出されていた。そしてその「指導性」はデワントロと一体化することによりタマン・シスワ内部における“秩序と安寧”的シンボルとして機能していた。事実この8年間において“秩序と安寧”が具体的に危機に瀕することは一度もなかったし、何よりもジョクジャカルタに拠をおくタマン・シスワの指導者たちがスラサ・クリオン以来の（そしてさらにたどれば同じパク・アラムという家系につながる者として）同志的・人間的結合関係を維持することによってタマン・シスワの組織的結束を安定化ならしめていたといえる。だからまた、1930年までのタマン・シスワにおいて民族教育の理念と原則についての条項が仔細をきわめて規定されていたのに比して組織の系統に関する条項はほとんど「民主主義と指導性」の理念によって代行されていた。その代行は先に述べた同志的

15) Sajoga, *op. cit.*, p. 205.

16) *ibid.*, p. 206.

17) *Wasita*, Vol. 2, No. 1-2. 1930, pp. 40, 48.

結合の安定性によって可能となっていたのである。

しかし1930年代に入るとタマン・シスワのこのような状況は流動化を余儀なくされてきた。

## 2. 状況の流動化

1930年代に入ってからタマン・シスワが直面した問題は二つに分けることができる。一つは組織の拡大化とその影響力の増大であり、もう一つはこれにともなって生じてきた“秩序と安寧”の弛緩化である。

第一の問題は第二の問題を生じさせた基本的な理由であり、タマン・シスワにおいて深刻な危機として意識されたのはいうまでもなくこの第二の問題であった。

第一の状況をうながしたのはタマン・シスワの主旨に共鳴する各地の人士によってその支部が相次いで設立される一方、民族運動の中に占めるタマン・シスワの地位と役割が1930年代前半からわかに上昇したという事実であった。今1935年までのタマン・シスワ全187支部のうちその設立年月の判明している136支部について年度別の設立件数を列挙すると次のような表が得られる。<sup>18)</sup>

年度	設立数	年度	設立数	年度	設立数
1922	2	1927	2	1932	27
1923	2	1928	3	1933	18
1924	1	1929	7	1934	9
1925	2	1930	25	1935	7
1926	0	1931	30		

この表から明らかなようにその支部数は1930年から急上昇している。とくに1930年8月に第1回全国大会が開催されて以降この増加は著しい。なおこれらの支部のうちその所在地を確定した113支部についてみると、東ジャワ52、中ジャワ29、西ジャワ15、スマトラ14、カリマンタン3となり、1920年代以降ひきつづいて東ジャワ地方がタマン・シスワ支部総数の5割近くを占めていることがわかる。

このような急激な拡大は1920年代後半から現われてきた民族主義的精神の勃興を反映しているだけでなく、ことに1932年9月から翌33年2月まで続いた「私立学校条令」(Onderwijs Ordonantie)<sup>19)</sup>に反対する闘争においてタマン・シスワがその運動の中心部隊として闘いに成

18) *Pusara*, May, 1935. 付表より作成。

19) 「私立学校条令」は政府に諸私立学校の教育方針、教育内容に関する監督権を与えたもので、これによりタマン・シスワの各支部も教育内容について事前に政府の許可を求めなければならないことになった。この条令に反対する運動はタマン・シスワを中心に各地に広がり結局翌1933年2月にはこの条令は撤回された。

果をおさめたことの反映でもあった。当時の民族運動の諸組織の中でタマン・シスワのように統制ある組織的行動を、卓越した指導者(デワントロ)の下になしいうるものはほかになかったと言ってよく、それゆえにスカルノ、ハッタ、シャフリルらが指導していた非協力路線をとる政治運動<sup>20)</sup>が植民地政府の強圧政策によって（とくに上記3名をはじめとする政治指導者の逮捕によって）退潮していく33年後半以降、タマン・シスワはたんに教育運動としてでなくおよそ民族運動の中核的な部分を構成することになり、すでに本稿の冒頭に述べたようにさまざまの民族主義者たちが「ひとたびは集う所」<sup>21)</sup>となっていた。1930年代に入って以降のタマン・シスワ支部の急激な伸長はたんに量的な拡大ばかりでなくこののような質的な変化をも同時に示していたのである。

このような状況の変化とともにタマン・シスワの内部では困難な問題が生じてきた。それが“秩序と安寧”的動搖という第二の問題である。“秩序と安寧”的動搖は、タマン・シスワ内でのさまざまな内紛として現われたが、その内紛は各支部での内紛が最高会議の場に持ち込まれるという形態をとるものと、支部が最高会議と対立するという形態をとるものとの二つに分けることができる。第一の場合に問題なのは支部内部での内紛が最高会議、すなわちジョクジャカルタに拠を構えているデワントロ以下のタマン・シスワ本部の指導・助言によってもなお解決しえない場合が頻発していたことであり、第二の場合はタマン・シスワ本部自体の正統性に疑義が提出されることによって問題はさらに深刻であった。第一の内紛の場合にはその多くが人間関係の対立に根ざしていたが、第二の場合には原則にかかわる対立として生じてきたからである。（もちろん人間関係の対立が“あらわになる”すなわち“党派を形成する”という点で第一の場合も“秩序と安寧”に関する本質的な危機であったことは変わりない）。そこでこの“秩序と安寧”的動搖という問題についてより具体的にみてみよう。

第一の各支部内での内紛はさまざまな原因によってさまざまな形態をとっていた。内紛は1933年の半ばから表面化していた。この年6月北スマトラのメダンのタマン・シスワ支部で数名の教師が同支部執行会議から退職を命ぜられたのを始め、11月にはジャカルタ支部で教員養成コースの生徒が退学を命ぜられていた。<sup>22)</sup>ジャカルタ支部は1935年当時で519名の生徒を擁しておりその数はジョクジャカルタ本部(356名)を凌ぎスラバヤ支部(662名)に次ぐ規模となっていた。また同支部の主宰者は、スカルノの率いるインドネシア党(Partindo)に所属するサルミディ・マングンサルコロであり、彼は「タマン・シスワ婦人同盟」(Wanita Taman Siswa)

20)拙稿「スカルノとハッタの論争」『東南アジア研究』9巻1号、1971年6月を参照。

21)この一句は当時のタマン・シスワの状況を明確に表現しているだけでなく、本稿では触れなかったがタマン・シスワがその内部でさまざまな政治的立場に立つ者を保持していたことを示している。現にこれを記したモハマッド・タウヒッド自身も政治的にはアミル・シャリフディンおよびシャフリルにもっとも近い立場に立っていた。(B. R. Anderson, *Java in a Time of Revolution, Occupation and Resistance, 1944-1946*, Ithaca, 1972, p. 205.)

22) Sajoga, *op. cit.*, p. 239.

の議長を勤めた妻とともに強い指導力を發揮していた（後に彼は1949年4月から50年9月まで共和国の文部大臣の職にあった<sup>23)</sup>）。こうしたマングンサルコロの強い指導性はその後もジャカルタ支部での内紛をひきおこし1934年10月には数名の教師がその職を去っていった。<sup>24)</sup>さらに1935年8月に至って「教室の掃除を生徒自らが行なう」という同支部の規定——この規定もマングンサルコロ自身が制定した——に背いた科で4名の生徒が退校処分になったことから内紛はさらに深まった。この4名に同情する8名の生徒はジョクジャカルタのタマン・シスワ本部（最高会議）に対し支部決定の撤回を要請しこの要請が容れられなければ彼らもまた学校を去る旨の通告をしてきた。<sup>25)</sup>本部では問題を考慮した結果この措置が厳し過ぎるという判断をしてマングンサルコロに対して再考を促したが、彼はこの問題に関する自らの正当性をきわめて論理的かつ詳細に論じた一文をタマン・シスワの機関誌『pusara』(Pusara)に寄せて決定の撤回を拒否した。<sup>26)</sup>こうして、同年の8月から9月にかけて、タマン・シスワ本部、マングンサルコロ（およびジャカルタ執行部）、ジャカルタ支部の反マングンサルコロ派の三者間で数回の意見交換が行なわれたが和解の道は見出せなかった。その後9月に入って事態を危険視したB（ボゴール？<sup>27)</sup>）支部のS（サルトノ？<sup>27)</sup>）法学士が本部とジャカルタ支部の和解工作に乗り出したがこれも成果は上がらなかった。この事件は、結局、タマン・シスワとマングンサルコロ双方の「名誉を守る」という理由でうやむやの内に終わってしまった。<sup>28)</sup>

ジャカルタ支部の場合、支部内部での対立関係がタマン・シスワの本部に持ち込まれ、それによって内紛が公然化し、かつ、本部と支部との間で対抗関係が生ずるという、内紛の典型的なパターンを示すものであった。そしてこれと同じパターンは、その内紛の由来こそ異なれ、他の支部でも発生していた。例えば、A支部ではタマン・シスワ本部が1935年1月に支部主宰者を期限付き解職に処したのに対し支部主宰者を擁護する教師と生徒が本部決定を撤回する要求を再三求め、結局、タマン・シスワとA支部の関係は断絶するという結末を迎えた。<sup>29)</sup>またM支部、G支部では支部内の派閥対立が本部にまで持ち込まれ、本部から調査官が派遣された

23) 独立初期の国民党(PNI)においてサルミディ・マングンサルコロの果たした指導的役割についてはアンダーソンが詳論している。Anderson, *Java in a Time of Revolution*, pp. 226-230.

24) Sajoga, *op. cit.*, p. 240.

25) *Pusara*, May, 1936, pp. 136-137.

26) Sarmidi Mangunsarkoro, "Apakah menyapu kelas sendiri sebagai alat Pendidikan di Taman Siswa" *Pusara*, January, 1936, pp. 36-42; February, 1936, pp. 69-72.

27) この時期のタマン・シスワの内紛に関する報告は1936年の大会で最高会議からなされている。しかし内紛に関連した支部名と人物名はいずれも頭文字が記されているだけであるため、具体名を確認できない場合もある。Bをボゴール、Sをサルトノとしたのは筆者の想定である。この想定の根拠はサルトノ逝去の際にタマン・シスワで出された追悼文にある。

"In Memoriam Mr. Sartono," *Pusara*, December, 1968, p. 22.

28) *Pusara*, May, 1936, pp. 136-137.

29) *ibid.*, p. 135.

にもかかわらず内紛はおさまらなかった。<sup>30)</sup> 同様のケースはS支部, R支部, P支部でも起きた。<sup>31)</sup> さらに, Tj支部では, 教員宿舎でブリッジに興じていた教師を官舎から支部長が追放したことが内紛の発端となっている。<sup>32)</sup> この賭け事はたんに一支部で生起したものではなく, ために1935年11月末には最高会議は教員宅で賭け事をすることおよび教育と無関係な目的で教員官舎を貸与することを禁ずるという布告を発している。<sup>33)</sup>

これらの支部での内紛はたとえその原因がいかに些細なものであったにせよそれがタマン・シスワ中央本部がその解決をなしえなかつたということにおいてタマン・シスワ中央の権威の低下を意味したが, それはまたいうまでもなくタマン・シスワの“秩序と安寧”の動搖を意味したのである。

第二の問題はタマン・シスワ本部が, タマン・シスワの教師に対して青年運動へ加入することを禁ずるという布告を発したことから生じた。この問題の経緯はおよそ次の通りである。1935年8月9～10日の会議で最高会議は上のような決定を下しそれをタマン・シスワ各支部に通告した。<sup>34)</sup> これに対して青年運動の主要な対象とされた「タマン・シスワ青年組織」その他からこの布告の理由を問う手紙が中央に寄せられてきたため, 9月には本部はその理由を明らかにした。それによれば, 同一の青年組織に加入している生徒と教師の間に特殊な結合関係が生ずることは教育上好ましくなく, それを危惧するためにとられた措置であるとされた。さらに本部は, この措置は純粋に教育的な見地からとられたもので, 政府の圧力ごとに「官公吏子弟補助金」(Kindertoelage) に関連しての圧力を受けたからではなく, また, 青年組織が政治運動にかかわることを恐れたからでもないということを強調していた。<sup>35)</sup> 「官公吏子弟補助金」とは政府が政府官吏の子弟に対して教育補助金を与えるという条令(1935年2月発令)であったがこの場合補助金の対象となったのは, 公立学校, 政府の補助金を受けている学校, 公立学校と同一の資格を有する私立学校の三種とされた。タマン・シスワは第三に所属していたが政府はタマン・シスワがこの資格を有するか否かについてタマン・シスワ各学校に立ち入り調査を要求していた。この問題は1937年末デワントロと総督との会見により, 1938年以降子弟を学校へ送っているすべての公務員はその学校の種類を問わず補助金を受け取る権利を有する者とみなすということで落着したがそれまでの3年間, この問題はタマン・シスワと政府の間に緊張をもたらしていたものであった。<sup>36)</sup> ところで最高会議が先の声明に際してとくに政府の圧力を云々に触れたのは, 『プサラ』に対して次のような批判が寄せられたからである。一つはスト

30) *ibid.*, pp. 138-139.

31) *ibid.*, pp. 139-141.

32) *ibid.*, pp. 139-140.

33) *Pusara*, October, 1935, p. 287. および November, 1935, pp. 13-14.

34) *Pusara*, August, 1935, p. 231.

35) *Pusara*, September, 1935, pp. 269-271.

36) *Sajoga*, *op. cit.*, pp. 240-243.

その指導するインドネシア民族同盟 (PBI : Persatuan Bangsa Indonesia) の批判で、タマン・シスワは政府に屈して「官職吏子弟補助金」を受け入れたとするものであり,<sup>37)</sup> 他の一つはもっと厳しく「タマン・シスワはもはや人民の教育機関と呼びえない」とするものであった。<sup>38)</sup>

35年9月のタマン・シスワ本部の声明によりこの問題は落着したかに見えたが、同年12月には東ジャワのタマン・シスワジェンガラ支部 (Jenggala) が中央決定に反論するビラを東ジャワ各地のタマン・シスワ支部に送付するという事件が起きた。このビラの内容は、最高会議の決定は政府の昨今の弾圧政策に関連しており、この決定は最高会議自身が自らの存立原則である『自主独立』 (Kemerdekaan ないし Zelfbeschikkingsrecht) に背いたものであるとするものであった。<sup>39)</sup> これに対して『プサラ』編集部はジェンガラ支部の主張はタマン・シスワ外の影響を受けた結果現われたものであり、さらに原則違反云々については『生徒』 (Sang Anak) の幸福を願うという根本原則を忘却した本末転倒の議論であるとしてこれを退けるとともに、同支部に対してこのようなビラを配布した責任を取るよう要求する一文を『プサラ』誌上に掲げた。<sup>40)</sup> 一方最高会議はジェンガラ支部のビラが直接タマン・シスワ本部へ送付されてこなかったことからそれへの公式の回答を行なわなかつたが、この種のビラが本部に通知されることなしに配布されたこと自体をジェンガラ支部の背信行為とみなし、同支部に対して支部役員の編成替えを行なうように示唆した。<sup>41)</sup>

以上略述したところで明らかなように1930年代半ばのタマン・シスワは、その量的拡大と質的多様化の相互作用の結果として内紛と造反という『秩序と安寧』に対する重大な脅威にさらされていたのである。このような事態に対してデワントロ自身はどのように対処したのであろうか。以下第3項でこの問題をめぐる議論が展開された1936年の大会を中心みてみよう。

### 3. 1936年の大会と危機と克服

タマン・シスワに発生していた『秩序と安寧』の危機の本質とそれが発生してきた由来をデワントロ自身は次のように捉えている。<sup>42)</sup> すなわち1936年の大会の直前に彼は「来たるべき大会へ向けてのデワントロの最後の呼びかけ」と題するアピールを行ないその中で当時の状況が『タマン・シスワ精神』 ("Ketaman-siswaan") から大きく逸脱していると指摘しそれを危機

37) ストモの率いるこの同盟は東ジャワ、ことにスラバヤを中心に発展していたが、同じ東ジャワにもっとも影響力をもっていたタマン・シスワに対しては1931年当時から批判的見解を出していた。

Sukesi Soemoatmodjo, "Taman Siswa adalah salah satu aspek perjuangan nasionalisme," (M. A. dissertation, University of Gajah Mada, 1966) p. 39; *Pusara*, September, 1935, pp. 266-269.

38) *Pusara*, September, 1935, pp. 266-267.

39) *Pusara*, December, 1935, pp. 25-26.

40) *ibid.*, pp. 25-26.

41) *Pusara*, May, 1936, p. 134.

42) K. H. Dewantara, "Rapat Besar yang akan datang: Seruan yang terahir dari K. H. Dewantara," *Pusara*, January, 1936, pp. 48-52.

の本質として捉えたのち、このような事態の発生してきた原因を、タマン・シスワの原則にあらざる原則がタマン・シスワの外側からタマン・シスワに持ち込まれたことに求めている。それは具体的には「票数に基礎をおく西欧的民主主義」とこれに付随している知性主義（intellectualisme）である。これらの外的要因がタマン・シスワの本来“きわめて聖なる原則”すなわち“自主独立”的原則がその“聖なる基礎”に立脚しない時にこの原則に作用した結果個人主義、利己主義の感情を生み出し、それが“我々の力”（Kekuatan Kita）を喪失させかつ“秩序と安寧”を破壊したのである、というものである。これに続けてデワントロは、タマン・シスワのこのような状況は彼自身の抱擁する原則から逸脱しているのみならず、彼に対する信頼が喪失していることを意味しているのであるから、彼は指導者の地位を退かなければならぬと述べて辞任の意思をほのめかすとともに、きたる大会でその指導性は厳しい試練にさらされるであろうと述べている。

1936年の大会は4月19日から24日までジョクジャカルタのタマン・シスワ本部で開催された。大会は拡大最高会議（19日～20）、本会議（20日～22日）、新拡大最高会議（23日～24日）の順序で行なわれた。

拡大最高会議（Majelis Luhur Lengkap）は当面する諸問題をいくつか討議したがその中でもっとも重要な議題はデワントロの辞任問題であった。デワントロはこの大会に対して彼の発案になる規約改正案を提出しておりこの提案を行なう一方で辞任の意思を表明していた。拡大最高会議は、まず今回の大会が全国大会として召集されたのではないにもかかわらず全国大会でのみ協議しうる規約問題を討議することについて、それを現在の異常な事態に対する緊急措置として認め、大会決定後に“信任投票”を行なうことによって規約の効力を発するものとすることを確認し、ただちにデワントロの辞任問題についての討議に移った。

この問題に関するデワントロの見解を要約すれば次の通りである。<sup>43)</sup>

(1) 指導性とは、非難の対象とはなしえない（onaantastbaar）ものであり、その地位は規約条項（statuten）の上位にある。それゆえに、もし不信感（wantrouwelen）が存在するならば指導者は退陣すべきである。

(2) 指導者と大衆の関係は信頼関係である。この信頼関係は“交渉・取引”関係（“nyang-nyangan”）であってはならない。（それゆえにデワントロは規約改正が審議される大会には出席しないと述べている。）

(3) タマン・シスワという輪が、「私（デワントロ）なしに回転し」またジェンガラ事件によって露頭したようにデワントロに対する公然たる反逆が渦巻いている状況では、上記(1), (2)の原則にしたがって指導者は当然辞任すべきである。

(4) この状況に対して有効に対処しえない最大の理由は、デワントロが指導性を発揮するこ

43) “Verslag Rapat Majelis-Luhur-Lengkap,” *Pusara*, May, 1936, pp. 142-144.

とを可能にするような制度的保障が存在していないという点にある。

デワントロの以上のような見解は最高会議委員とデワントロとの質疑応答の中で明らかにされたものであった。さらに具体的にどのような討論が行なわれたのかは明らかでないが、結局この会議は次のような結論を下した。「最高会議は デワントロ に対して、彼の規約改正案が拒否される以前にはたとえ 1 分間といえども “一般指導者” の職務を放棄しないように請願する。これに関連して本会議はデワントロの改正案に全面的に同意するとともに大会に対して大会がこの改正案を積極的に受け入れるようにという提案をする。もし大会がこの改正案を拒否するならば、デワントロと最高会議の委員は辞任する。」<sup>44)</sup> これにひき続いて行なわれた大会では、デワントロの改正案提案説明、最高会議の状況報告、改正案の審議が行なわれた。

改正案の骨子は、最高会議の権限とくに指導委員会の権限を強め（とくに他の各部門の人選についての任命権を有する）、その任務を明記するものであった。それはタマン・シスワの一般指導者→最高会議→各支部長→支部指導会議へとつながる命令系統を任命権の線に沿って強化するものであり、これにより従来自然発生的に各地で誕生していたタマン・シスワの各支部はジョクジャカルタの中央本部に集約する形で組織的に系列化されることになっていた。<sup>45)</sup>

大会でのデワントロの提案説明<sup>46)</sup>は、先のアピールの主旨を繰り返すとともに前記最高会議における彼の見解を重ねて述べるものであったが、その中でとくに強調されていたのはタマン・シスワの教育理念が指導性の理念と切り離しえないという点<sup>47)</sup>と指導者が規約から自由に指針を決定しうるという点<sup>48)</sup>であった。

大会で具体的な討論がどのように行なわれたのかは明らかでないが、結局、大会はデワントロの“一般指導者”としての地位を確認するとともにその規約改正案を受け入れた。<sup>49)</sup>

この大会を契機にしてタマン・シスワの内紛はおさまり、タマン・シスワ内の“秩序と安

44) *ibid.*, p. 145.

45) この規約の全文は次に掲載されている。

K. H. Dewantara, “Rencana Peraturan-Besar Taman-Siswa,” *Pusara*, April, 1936, pp. 101-109.

46) K. H. Dewantara, “Keterangan <Rencana> Perubahan,” *Pusara*, April, 1936, pp. 109-116.

47) この点についてはタマン・シスワの教育原則 (Amongsysteem) が子供の自由な発展を認める一方子供が正しい道から逸脱しないように指導する (第 I 節に述べた “tut wuri andayani” と同趣旨) 点にあることを指摘した上で、この教育理念はそれゆえに“指導権”ないし“統轄権”(dictatuur)の理念と切り離すことができないとしている。 (*Pusara*, April, 1936, p. 112)

48) デワントロは次のように述べている。

「… “規約” が何をなすべきかについて記していない場合にはしばしば何ごともなしえないことになる。われわれは完全無比の規約など存在しないこと、それゆえ、しばしば西欧的な“民主主義”がまったく無効になることを知っている。だからこそ私は指導者は平安を達成するための手段方法を自由に探求すべきであるということを提案しているのである。彼は指導者であるがゆえに賢明な人間であるとみなしうるし、どのような規約よりも完全であるとみなされるべきである。規約が何らかの方針や態度を打ち出せない場合には、指導者こそがその方針や態度を決定するために自らの思考と感性とを働かせなければならない。指導者はいっさいの規約に新たにつけ加えあるいはこれを削除、または変更する権利を与えられるべきである。彼は規約の下位に立つではなくそれと相並んで立つのとみなされるべきである。…」 (*Pusara*, April, 1936, p. 111)

49) *Pusara*, April, 1936, p. 118.

寧”もひとまずは回復された。デワントロの指導者としての地位はこの大会で再確認されたがその2年後に行なわれた全国大会では“一般指導者”は組織的に最高会議と切り離され、最高会議の上に君臨することになった。<sup>50)</sup>

## ま　と　め

以上第Ⅰ節と第Ⅱ節でデワントロの「民主主義と指導性」の理念とその成立過程を概観したがここではそれを再整理するとともにさらに提起しうる問題を指摘しておく。

(1) 「民主主義と指導性」の理念構造はタマン・シスワ内部での“秩序と安寧”が動搖した過程で成立した。その動搖の根源は西欧的民主主義原理に求められたが、そのことによって西欧的民主主義はタマン・シスワの“秩序と安寧”にとって第一の敵対原理であるとする思想が定着した。

(2) しかしこの“秩序と安寧”はデワントロの“指導性”への自発的な帰依と献身の感情がよみがえることによって回復されたのではなく、その“指導性”に法的な形式を与えこれを制度的に保障することによって維持された。この点でデワントロの1936年大会に対する態度は実に二重であり、一方で“秩序と安寧”への精神的な連帶 (sama rasa) を説きながら他方で自らの辞任を“取り引き”にして“指導性”への法的な保障を求めている。1930年代においてタマン・シスワの全国的な組織化が行なわれる過程は設立以来唱道されていた“指導性”的原理に法的な形式を与えることによって行なわれていったのである。

(3) デワントロの「民主主義と指導性」の理念とスカルノの「指導された民主主義」の理念とはその民主主義概念・指導性理念において相似形をなしていると考えられる。スカルノが「民の声」を顕現する“明察性”は「人民の代弁者」(Penyambung Lidah Rakyat) という自己規定に集約されている。スカルノにとって「民の声」は彼自身の内部にあり彼はそれを宗教的法悦のうちに感得しこれを開示することに自らの正統性を求めている。<sup>51)</sup>

50) *Pusara*, December, 1938, pp. 237-239.

51) スカルノの「指導された民主主義」については別に論ずるべき問題であるが、宗教的法悦境における「民の声」の開示は例えれば次のような独立記念日における演説の中で典型的に示されている。

「……毎年8月17日の集会…において私はひとつの対話を行なっているのである。誰との対話か。人民との対話である。それは私と人民との直接の応答であり、私自身と私の分身との直接の応答である。それは人間スカルノと人民スカルノの間の応答でありともに闘う仲間の間の応答である。それは本質的にひとりであるふたりの仲間の間の応答である。

まさにそのゆえにこそ、ジョクジャカルタでカジャカルタでカボゴールでかかるいはタンパクサリンでか、この8月17日の演説草稿を準備するたびごとに、私はすぐさまものにとりつかれたようになるのである。その時私の身体中に不可思議な力がみなぎり思考と感情が精神と熱情とが渦巻き溢れ出る。その時、聖なる森羅万象が私の体内で律動し炎上しました躍動するかのようであり、それに比べれば私には火もなお熱からず、大海もなお深からず、夜空の星ですらなお高からず思えるのである。

何故ならば……8月17日の演説においてこそ私はあばら屋に住む者、露店に商う者、田と畑で働く者、これらの自ら語ることのできない者たちの、その代弁者とならなければならないからである。… …」（1963年8月17日の演説の冒頭部分。）

Sukarno, *Dibawah Bendera Revolusi*, Vol. II pp. 525-526.

両者の相似性はたんに両者間のものだけでなくジャワのさまざまな社会集団において集団を形成する原理として見出されるのではないであろうか。もしスカルノの「指導された民主主義」がこの原理によって維持されている社会集団をすべて包摂する形で成立しているものであるならば、この原理はインドネシアの政治権力に正統性を賦与する原理として位置づけることができる。その場合には「指導された民主主義」の潜在力はきわめて高いということになる。<sup>52)</sup>

(4) “指導性”の根幹をなす“明察性”は「法の体系」が成立している時にそれに重複する形で「明察性の体系」として成立する。“明察性”が行使され、それが「法の支配」に背反する場合には「明察性の支配」が「法の支配」に優先する。<sup>53)</sup> このような「明察性の体系」——この体系は原理的に言って、体系の頂点にある者の“明察性”を下位にある者が次々に“明察する”という意味での上意下通の体系である——もまた、「民主主義と指導性」の理念が正統性原理として存続する限り、正当な機能として観念されていくことになる。

---

52) 例えばスハルト政権下のインドネシアも時とともに、西欧的民主主義を敵視する傾向を強めてきている。例えば「1974年1月15日事件」についての『資料集』の序文はこのような傾向を明瞭に示している。

Marzuki Arifin S. E. *Fakta, analisa lengkap dan latar belakang Peristiwa 15 Januari 1974*, Publishing House Indonesia, 1974.

53) 「法の支配」と「明察性の支配」に関して次の小論は明快な問題提起を行なっている。

Sumarno P. Wirjanto SH, "Antara Rule of Law dan Rule of Kebijaksanaan" *Pusara*, June, 1969, pp. 203-205; July, 1969, pp. 238-241, 249.

(なお、この小論は日刊紙 *KOMPAS*, 1969年3月3日に掲載されたものを『プサラ』誌が転載したものである。)